

天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

天理市長 並 河 健

天理市条例第 6 号

天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年 9 月天理市条例第23号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第 1 項の規定により児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものとして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）

第 3 条 第 1 条の基準は、この条例に定めるもののほか、基準省令の定めるところによる。

（暴力団の排除）

第 4 条 家庭的保育事業者等は、天理市暴力団排除条例（平成23年12月天理市条例第22号）第 2 条第 2 号及び第 3 号に該当する者があってはならない。

（家庭的保育事業の職員の特例）

第 5 条 家庭的保育事業に従事する職員は、2 人を下回らないこととする。

（その他）

第 6 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。